

日本古代国家による天文技術の管理について

細井, 浩志

<https://doi.org/10.15017/1904660>

出版情報 : 史淵. 133, pp.23-51, 1996-02-29. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

日本古代国家による天文技術の管理について

細井浩志

一、はじめに

古代以来中国における天文異変は、国家の運命を占う国家占星術の対象であった。その専門機関として太史局（その後変遷があり最終的に司天台⁽¹⁾）が置かれそこでは天文異変の発見・観測と共に、その異変の意味が占われて皇帝に報告された。⁽²⁾天文異変の外部への漏洩に関しては律に罰則があり、^(八四〇)開成五年一二月勅（『旧唐書』天文志・下）では司天台官人と外部の者との接触にさえも制限が加えられた。

唐制を継受した日本律令国家の場合も、天文異変はやはり国家占星術の対象と位置づけられた。なかんづく七・八世紀当時の日本において国家占星術は唐からもたらされた先進技術であり、事が国家更には為政者たる天皇・貴族個人の運命にも関わるとなる以上、この技術を何らかの形で国家の統制下に置かねばならなかったのは必然であろう。

しかしながら紀元前より国家占星術を体系的に発達させてきた中国と、それまで占星術が未発達だったと考えられ

る日本とでは、国家による管理形態にも自ずと差異が出てくる。本稿では主に七世紀後半から一〇世紀にかけての国家による天文技術の管理形態を追う事で、古代国家の性格の一面を明らかにしたい。なお本稿では行論の便宜のため、国家の管理対象となった天文技術者集団を天文道と呼ぶ。

二、大宝・養老令制における天文技術管理制度

養老職員令9陰陽寮条（□内は本注。日本思想大系）には、次の様に規定されている。

陰陽寮

頭一人。「掌。天文。曆数。風雲氣色。有異密封奏聞事。」助一人。允一人。大属一人。少属一人。陰陽師六人。「掌。占筮相地。」陰陽博士一人。「掌。教陰陽生等。」陰陽生十人。「掌。習陰陽。」曆博士一人。「掌。造曆。及教曆生等。」曆生十人。「掌。習曆。」天文博士一人。「掌。候天文氣色。有異密封。及教天文生等。」天文生十人。「掌。習候天文氣色。」漏剋博士二人。「掌。率守辰丁。伺漏剋之節。」守辰丁二十人。「掌。伺漏剋之節。以時擊鐘鼓。」使部二十人。直丁三人。

また養老雜令8秘書玄象条は、次の様である。

凡秘書。玄象器物。天文圖書。不得輒出。觀生。不得誦占書。其仰觀所見。不得漏泄。若有徵祥災異。陰陽寮奏。訖者。季別封送中務省。入国史。「所送者。不得載占言。」

前述した様に天文道が扱う天文の学は国家占星術であつて、天文異変から現在どの様な国家的大事件が起こりやすいかを知る事が可能であつたし、また天文異変を根拠に為政者の得失をかなり直截に批評する事も論理上可能だつた。従つて天文道により発見され占断された天文異変に関する情報をどう管理するかは、国家にとつて重要な関心事であつた。右両条がこの国家管理を実現するために立法された事は、既に周知のところである。即ち天文異変が発生した

場合、観生（雑令義解秘書玄象条はこれを天文生とする）がそれを発見すれば、天文博士がそれによって占い、天文博士と陰陽頭が密封して、陰陽頭が奏聞するのである（これを天文密奏という）。ところがこの両条に対応する唐制は、次の様になっている。

〔唐六典〕一〇・太史局、〔内は小注〕

太史局、令二人、從五品下、〔中略〕丞二人、從七品下、〔中略〕令史二人、書令史四人。〔中略〕太史令掌

觀_レ察天文、稽_レ定曆數。凡日月星辰之變、風雲氣色之異、率_レ其屬而占候焉。其屬有_二司曆、靈台郎、挈壺正。凡

玄象器物、天文圖書、苟非_レ其任、不得_レ与焉。〔觀生不得_レ讀_レ占書、所_レ見徵祥災異、密封聞奏、漏泄有_レ刑。〕

每_レ季所_レ見災祥送_二門下、中書省_一入_二起居注、歲終總錄、封送_二史館。每_レ年預造_二來歲曆、頒_二于天下。

〔中略〕監候五人、從九品下、〔中略〕天文觀生九十人。〔中略〕

靈台郎二人、正八品下、〔中略〕天文生六十人。〔中略〕靈台郎掌_レ觀_二天文之變_一而占_中候_之。〔後略〕

唐の天文密奏制度について考えてみよう。右では省略した小注には「隋太史置_二天文博士、掌_二教_二習_二天文氣色_一。皇朝因_レ隋、置_二天文博士二人、正八品下。長安四年省_二天文博士之職、置_二靈台郎_一以當_レ之。」とあるので、大宝、養老令の藍本となった永徽令では靈台郎のかわりに天文博士がおかれ、その職務は教育あるいはそれに加えて「掌_レ候_二天文_一」〔新〕百官志・二〕であつて原則としては天文密奏は行なわなかつたものと思われる。同じく監候に関しては「魏、晋太史令吏員有_二望候郎二十人、候部吏十五人、掌_二候_二天文、並監候之任也。〔中略〕皇朝因_レ隋、置_二監候五人_一。〔天文觀生については〕隋氏置、掌_レ昼夜在_二靈台_一伺_レ候_二天文氣色_一。皇朝所_レ置從_二天文生_一、轉補、八考入流也。」という注がある。監候は恐らく天文觀生の天文觀候業務を監督するのであろう。一方天文觀生は日夜交代で靈台に直し、天文異変を發見した場合はその異変を占言をつけずに密奏するのである。〔唐令拾遺〕復旧の唐雜令8秘書玄象条を参照）と

ところで太史令も天文密奏を行う。例えば長安四年には熒惑（火星）等の変に際して「太史令敞善思奏、法有乱臣伏罪、臣下謀上之变」と見える。一方皇帝が太史令の密奏以前に天文異変を掌握していた事は貞観八年八月三日の彗星出現に際し太宗が侍臣に「是何妖也。」と尋ね、開成二年三月朔の彗星出現の時太宗が司天監（元の太史令）朱子容を召して星変の由を問うたところ、子容が「彗主兵旱、或破四夷、古之占書也。然天道懸遠、唯陛下修政以抗之。」と答えている事からも分かる。（以上「旧天文下」）ここから太史令は靈台での観測結果を受けて占言を付け加えて、天文觀生とは別個に天文密奏を行っていたと一応推測する事ができるのである。なお乾元元年に五官正が設置（「旧職官志・二」）されてからは、上元二年七月朔に司天秋官正瞿曇讓が占言付きの天文密奏をしている様に（「旧天文下」、同官にも天文密奏権があつたらしい。

では太史令にはどのような人物が就任するのだろうか。『唐会要』四四（世界書局版）大足元年九月一九日勅には「在史局歴生、天文觀生等取当色子弟充。如不足任於諸色人内簡括。」とあり、原則として曆算技術者・天文技術者の子弟が見習いたる曆生・天文生に選ばれた。そして神功元年一〇月三日勅（『会要』六七・技術官）には「自今以後、本色出身解天文者、進官不得過太史令。（中略）陰陽卜筮者、不得過太卜令。（後略）」とあり、これと「故事、技術官皆本司定、送吏部附申。謂秘書、殿中、太常、左春坊、太僕等技術之官、唯得本司選転。不得外叙。若本司無闕、聽授散官。有闕先授。若再經考滿者、亦聽外叙。」（同序）を併せて考えるなら、曆生・天文生として技術を学んだ彼らは原則として太史局内で官途を遂げ、最も優秀な技術者が極官たる太史令の地位に昇り詰めるのであろう。逆に言えば太史令は単なる事務官ではなく、曆算・天文技術に相当程度通じている事が求められていたと推測されるのである。『旧』『新唐書』天文志を中心としてまず天文技術に通じた太史令に注目すれば高祖踐祚とともに丞、続いて令となり「尤暉天文曆数」といわれた傅奕、「尤明天文、曆算、陰陽之学」とされ貞観二二年

に太史令となつた李淳風及び淳風の子孫がおり、『旧』列伝二九) また武徳年中太史令となりしばしば丞傅奕にその能力を批判されていた庾儉でさえ「善_二於占候_一」とされ、『旧』天文上)、占候の事で煬帝に殺された父を持つていた。(伝二九) 則天武后の時術士尚獻輔が「精_二於曆算_一」との理由で太史令に任命されようとしたが、(天文下) 彼も実は「尤善_二天文_一」とされた。(伝一四一)、『新』伝二二九では「善_二占候_一」で「由_二道士擢_一太史令」とある) 前出嚴善思も「尤善_二天文曆數及卜相之術_一」と評されていた。『旧』伝一四一) 武徳初年に太史丞、続いて令となつた薛頤も「善_二於占候_一」(『旧』天文上) あるいは「解_二天文律曆_一」とされた道士である。(伝一四一)

天文技術者でなくとも太史局関連技術者が太史令になるのが通例だつた様である。傅仁均は「善_二曆算、推歩之術_一」とされた道士であつた。『旧』伝二九、『会要』四二・歴) 太史監(元の太史令) 南宮説(『会要』四二・測景) は景龍曆を作つた曆算技術者であり、『旧』曆志一、天文上) 乾元元年に「太史」として見える南宮沛(天文下) は説や曆博士南宮子明(曆一)・司曆南宮季友(同二) の同族であろう。恐らく南宮沛も曆算技術を買われて太史令となつたに違いない。上元二年司天監として見える韓穎は(『旧』天文下) 「芸術人」(『新』百官二) であり、至徳曆を作つてゐる。(『旧』曆一) 「司天」徐昂も観象曆を作り、『新』曆六上) 貞元八年に司天監として見える徐承嗣は(『旧』天文下) 正元曆を作り、太史令瞿曇羅は光宅曆を作つてゐる。(『旧』曆一) 太史監瞿曇悉達は開元六年に九執曆を訳した。(『新』曆四下) また『開元占経』を撰している。太常博士檢校太史令姚元弁(『会要』四二・測景) は、太史局と関係の深い太常寺の技術者であつた。彼らは靈台郎・天文博士等の補佐を受けて、天文密奏の任務を遂行したと思われる。

ここで注目されるのは唐では観測官である天文観生も密奏権を有すると考えられる事であり、日本の場合は観生はもちろん実際に密奏の際に占文を書いていたはずの天文博士にも天文密奏権はない事である。雑令集解玄象器物条諸

説は「季別封送^二中務省」入^三国史。「所^レ送者。不得^レ載^二占言^一。」部分の解釈に関して、奏書には占言を載せて中務省に送るものには載せない（令釈・古記）、奏書にも載せず勅問を待つて占をする（令釈、古記引用一云）の二説に分かれています。日本における後世の天文密奏文の実例（例えば『朝野群載』一五・康平三年二月一六日月蝕奏・安倍泰親朝臣記）（改訂史籍集覧）から言えば、奏書には当然天文異変の内容と占言の両方を載せているはずであり、前掲職員令・雜令から言つて養老令制定段階でも同様であったと考えた方が自然である。古記・令釈が揃つて奏書に占言を載せるという説を支持したのも、この事を裏づける。それどころか『日本三代実録』貞観一六年四月七日条に「時加^レ末、日有^二五重暈。白虹貫^レ日。即日在^二胃宿^一。天文書曰。日月暈氣者。三日以内有^二陰雨^一。則其災消而不^レ成。而八日暴雨。然則可^レ謂^二其災消^一。」と見えるのは、少なくとも九世紀後半には修国史局に天文書による占言付きの密奏文があつた可能性を示す。それにも関わらず一云の様な解釈が出てくる背景には、唐雜令秘書玄象条が元来占言を載せない奏書の規定であり、その知識に引きずられた結果ではなからうか。即ち日本令では天文密奏文に最初から占言を載せる様な改変を行ったため、国史に載せる際には占言を外す必要が生じてわざわざ雜令に右本注の規定を追加したのだと言えよう。なお『会要』六三・諸司応送史館事例に「天文祥異」「太史每季并^二占候祥驗^一」「同報^一」とあり、わざわざ占候と祥驗とを「并」せて同報するとしているのは、両者の分離を前提としていたためであらう。

次に注目すべき事は日本令で天文密奏権を有する陰陽頭が、唐の太史令とは違い単なる事務官である点である。表IIを見れば分かるが九世紀中葉以前は、技術者が就任する場合はもちろんあるものの、専門の技術者とは言いがたい藤原仲麻呂の子訓儒麻呂・刷雄や參議藤原繩麻呂が就任している点に如実に現れている様に、一般貴族が陰陽頭に任官する事例は決して珍しくないものである。その上太史令は定員二人なのに陰陽頭は一人である。即ち一人の陰陽頭が天文密奏権を独占するのである。

なぜ日唐のこの違いが重要なのかと言えば、日本の場合貴族たる陰陽頭が自分の政治的利害のために、天文異変を恣意的に利用する事が制度上容易だからなのである。技術者が陰陽頭の場合はまだ学問的に見て正確と自分が納得できるかどうかにある程度は拘束されるだろう。しかし非技術者たる一般貴族が陰陽頭の地位にあつた場合、政争から常に超越する事が困難な八・九世紀においては、この密奏権を悪用する危険性が極めて高かつたと考えられるのである。

更に唐では「はじめに」でも触れた様に太史局官人と一般人との接触を禁じ、天文技術者の太史局外への転任を制限し、^(七四)天寶一三載三月一四日勅では「勅太史監官、除朔望朝外、非別有公事、一切不須入朝、及充保識、仍不在点檢之限。」^(七五)（『旧天文下』）とある様に、太史局以外での任務を少しでも減らそうとしているのである。ところがかなり強引に律令国家建設を急ぐ日本の場合には、恐らく数少ない留学僧・留学生・知識人の兼ね備える複数種類の技術を全て活用しなければならなかつた事情が働いたせいだと思われるが、陰陽寮関連技術者を陰陽寮という箱の中に隔離しようという意図が見られず、彼らは一般的官人としての性格が濃厚なのである。後掲する職制律で私有禁止対象となつてゐる太一式を能として持つ角（羽林）^(七六)、兄麻呂は、丹波守となつてその国司としての政治を批判され流に処せられており、（『統紀』神龜四年一二月丁亥条）また天文技術を持つ大津大浦も兵部大輔兼美作守となつてゐる。^(七七)（宝龜六年五月己酉条卒伝）そのため七世紀後半から八世紀にかけては僧行心・大津大浦・山上船主（後述）の様に、天文技術者が政争に巻き込まれる事態もしばしば起こつてゐる。

表I 『統日本紀』に見える天文異変

1 ^(七〇) 大宝一・一二・戊戌	星昼見
2 ^(七二) 養老二・一一・壬寅	彗星守月

3 四・正・甲子
白虹南北竟_レ天

4 四・正・庚午
熒惑逆行

5 五・二・癸巳
日暈如_二白虹_一貫暈南北有_レ珥

6 六・七・壬申
有_二客星_一見_二闕道辺_一凡五日

7 六・七・己卯
太白昼見

8 六・七・丁酉
太白犯_二歲星_一

9 七・九・辛未
熒惑入_二太微左執法中_一

10 七・一・戊子
夜月犯_二房星_一

11 神龜元・四・丁未
月犯_二熒惑_一(日付誤記)

12 元・七・丁丑
自_二六月朔_一至_二是月_一熒惑逆行

13 二・正・己卯
有_レ星孛_二于華蓋_一

14 二・閏正・戊子
夜月犯_二填星_一(不審)

15 二・六・癸酉
太白昼見

16 二・一・〇・己卯
昼太白与_二歲星_一芒角相合(犯)

17 三・一・二・乙卯
太白犯_二填星_一(日付誤記)

18 四・正・乙未
夜月犯_二心大星_一

19 四・三・丁酉
熒惑入_二東井西亭間_一

20 五・五・乙卯
太白昼見

21 五・八・丁卯
太白經_レ天

22 五・九・壬戌
夜流星長可_二二丈余_一光照赤四斷散_二墜宮中_一

23 天平元・六・乙酉
熒惑入_二大微中_一

24 元・七・癸丑
月入_二東井_一

- 25 二・三・庚子 (七三〇)
 26 二・八・己丑 (七三三)
 27 五・正・戊申 (七三三)
 28 五・六・甲辰 (七三五)
 29 七・五・己未 (七三五)
 30 七・八・乙酉 (七三六)
 31 八・一・〇・癸酉 (七三六)
 32 一・五・二・乙未 (七四三)
 33 一・五・二・丁酉 (七四四)
 34 一・六・一・二・庚寅 (七五六)
 35 天平勝宝八・一〇・丙申 (七五六)
 36 天平宝字八・九・壬子 (七六四)
 37 宝龜元・是年六七月 (七七〇)
 38 二・一・一・辛亥 (七七二)
 39 三・六・乙丑 (七七二)
 40 三・六・戊辰 (七七二)
 41 三・一・二・己未 (七七三)
 42 三・一・二・己巳 (七七三)
 43 四・五・辛丑 (七七五)
 44 六・五・丙午 (七七五)
 45 七・二・甲子 (七七六)
 46 七・六・庚申 (七七六)
- 熒惑昼見 (やや疑問)
 太白入大微中
 熒惑入軒轅 (実は犯)
 太白入東井
 夜天衆星錯乱行無常所
 太白与辰星相犯
 夜太白入月星有光 (実は犯)
 夜月掩熒惑 (実は犯)
 夜月掩太白 (実は昼に犯)
 有星孛於將軍
 有白氣貫日
 是夜有星落于押勝臥屋之上
 彗星入於北斗
 有星隕西南其声如雷
 有虹繞日
 往々隕石於京師其大如柚子数日乃止
 星隕如雨
 彗星見南方
 有星隕南北各一其大如瓮
 白虹竟天
 是夜流星其大如盆
 太白昼見

47天応元・六・辛亥 ^(七八二)	太白昼見
48延暦元・三・辛卯 ^(七八三)	有虹繞日
49元・一・辛卯 ^(七八四)	有光挟日其形円而色似虹日上復有光向日
50三・九・乙未 ^(七八七)	太白昼見
51六・七・己未 ^(七八七)	太白昼見

(備考) 天文道が発見したと考えられる星変・日変をのせた。即ち一般人により発見された可能性の高い景雲・地震・空中有声、暦道が推算の上予報する日食は除いた。

表II 六国史期の陰陽頭

(陰陽頭)	(在任期間)	(出典)
* 大津首	天平元以降 ^(七二九) 九カ ^(七三七)	懷
* 高麦太	天平九・一・二・壬戌任 ^(七四九) 一〇・五・辛卯在	
別広麻呂	天平勝宝元 ^(七四九) ・八・辛未任	
藤原葛万呂	天平宝字二 ^(七五八) ・八・癸卯任	歴名
△紀益麻呂	神護景雲元 ^(七六七) ・八・丙午任 ^(七七五) 宝龜元 ^(七七五) ・二・戊申在	
* 大津大浦	宝龜二 ^(七七二) ・七・丁未任 ^(七七五) 一六・五・己酉卒	
* 山上船主	宝龜七 ^(七七七) ・三・癸巳在 ^(七八〇) 一・三・壬午在	
紀本	延暦元 ^(七八二) ・二・庚申任 ^(七八三) 元・八・己未在	
栄井養麻呂	延暦元 ^(七八三) ・九・戊子任 ^(七八三) 一・二・正・辛巳在	
高橋御坂	延暦四 ^(七八五) ・正・辛亥任	
藤原菅嗣	延暦九 ^(八九〇) ・三・壬戌任	

藤原副雄

延曆一〇・七・癸亥任
(七九二)

阿保人上

延曆一五・九・癸巳任
(七九六)

*藤原繼彦

延曆一八・四・乙酉在
(七九九)

石川淨浜

延曆一八・一・戊申任
(八〇二)

藤原繩主

大同元・二・庚戌任
(八〇五)

賀陽豐年

大同元・四・辛亥任
(八〇八)

安倍真勝

大同三・四・己未在
(八一〇)

文室正嗣

大同四・二・己未任
(八一三)

安倍真勝

大同五・七・丙辰在
(八一四)
弘仁三・六・戊子在
(八二二)

小野諸野

弘仁五・七・辛未在
(八一四)

藤原永貞

弘仁五・八・辛未任
(八一四)

安倍吉人

天長元任
(八二四)

安倍大家

天長二・二任
(八二五)

伊予部真貞

天長五・二任
(八三三)
八年転

*藤原並藤

天長九・二任
(八三七)
承和四転

*藤原並藤

承和七・正任カ
(八四〇)

△大春日公守

承和七・六・甲子在
(八四七)

*藤原並藤

承和七・七・乙未任
(八四七)
一四・正・己酉在
(八五〇)

△藤原三藤

仁寿三・七・庚戌任
(八五三)
貞觀二・一一・二七転
(八六三)

*大春日真野麻呂

貞觀二・一一・二七任
(八六三)
一四・正・七在
(八六六)

△藤原三直

貞觀八・二・一三任
(八六七)
九・正・一二転カ
(八七〇)

*滋岳川人

貞觀一六・正・一五在
(八七四)
一六・五・二七卒

類史

二中

二中

二中

* 家原郷好 (八七七)
(八八四) 元慶元・四・朔在
(八八五) 八・二・二三在
 * 弓削是雄 (八九三)
(八九三) 仁和元・四・二七任
(八九三) 寛平四・八在

要略

(備考) 在任記事はことわらない限り六国史が出典。* 陰陽寮関連技術者、△ 陰陽寮関連技術者の可能性のあるもの、懐は『懐風藻』、歴名は「神祇大輔中臣毛人等百七人歴名」、類史は『類聚国史』三四・不予、二中は『二中歴』(改定史籍集覽)二・

陰陽頭、要略は『政事要略』九五所引善家異記逸文。¹⁰⁾

『統紀』に現れる天文異変を表1により見てみよう。天文異変の出現は、時期的にかなり偏っている事が見て取れる。即ちこれを時期によつて便宜的に第一期：1、第二期：2～26、第三期：27～31、第四期：32～34、第五期：35、第六期：36、第七期37～43、第八期：44～49、第九期：50、第一〇期：51と区分する事が可能である。そしてこの各時期は、政治的緊張が極めて高い場合が多い。つまり第一期は持統上皇の崩御の直前であり、第二期は首皇子の即位問題・皇太子基王死去・長屋王の変・光明子立后問題と奈良時代政治史中最も緊張感の高い時期である。¹¹⁾第三期は天平の節度使に象徴される大幅な軍制改革、¹²⁾第四期は天平一二年から一七年にかけての聖武天皇の遷都で動揺している時期に当たるとする。第五期の35は、先には左大臣橘諸兄が失脚し(天平勝宝八年二月丙戌条、聖武上皇が崩じ(五月乙卯条)、翌年道祖王廃太子(天平宝字元年三月丁丑条・橘奈良麻呂の乱(六月甲辰条以下)が起こる丁度中間期に当たっていた。第六期の36は藤原仲麻呂敗死の直前である。第七期の内37は称徳天皇の崩御と光仁天皇の即位に対応し、38以下は井上廃后・他戸親王廃太子・山部親王立太子の時期に当たるとする。¹³⁾第八期は氷上川継の乱(延暦元年閏正月甲子条)三方王の変(三月戊申条)に現れるがごとく、天武系と桓武天皇とが緊張状態にある時期である。第九期は長岡遷都に続く一連の政治事件が起こった時期に当たるとする。¹⁴⁾

別稿でも述べる様に国史に見える自然現象記事は基本的には国史編纂段階での大きな改変をうけておらず、当時中央政府にもたらされた情報の大勢を反映していると考えられる。¹⁶⁾ところで天文道は少しでも異変の可能性のある天文

現象を全て天文密奏する訳ではなく、政治的な情勢をも踏まえて天文現象を異変と判断して密奏を行ったと考えられる。⁽¹⁷⁾従って政治的な緊張と国史の天文異変記事との間にある程度の対応がみられることは、当然であろう。また各天文異変が権力者の安全を図るための警告として密奏されたものなのか、あるいは権力者の失政の証拠として安全を脅かす性質のものなのかは判断が難しい。しかし表Ⅰ・Ⅱを比較してみると、陰陽頭の党派性と天文異変との間に、ある対応関係が見られる場合がある事も確かなのである。

例えば第八期の陰陽頭は宝龜七年三月に山上船主が天文博士兼任で既にその任にあり、(同月癸巳条) 少なくとも同一年三月の時点までは両官を兼任している。(同月壬午条) 紀本が川継の乱直後に陰陽頭に任じられているので、船主は恐らくこの時点まで陰陽頭だったのだろう。つまりこの時期船主は、天文観測・占断・密奏の全てが一人で可能だった訳である。この時期は天文異変記事が多いが、このうち三例が見える太白昼見は『晋書』天文下所載の天文占では「経⁽¹⁸⁾天則昼見、其占為⁽¹⁹⁾兵喪、為⁽²⁰⁾不⁽²¹⁾臣、為⁽²²⁾更⁽²³⁾王、強国弱、小国強。」(『五紀論』)に概ね準拠している。また虹は『晋』天文中に「妖氣、一曰⁽²⁴⁾虹蜺、日旁氣也、斗之乱精。主⁽²⁵⁾惑心、主⁽²⁶⁾内淫、主⁽²⁷⁾臣謀⁽²⁸⁾君、天子誅、后妃嬪、妻不⁽²⁹⁾一。」とある。この時期は皇后井上内親王・皇太子他戸親王が廃された結果立った渡来人系の高野新笠所生の山部親王が、皇太子の地位にいた(『統紀』宝龜四年正月戊寅条)時期であり、その後天応元年に桓武天皇が即位し(四月辛卯条)光仁が亡くなっている。(二月丁未条)桓武の即位に伴い新笠は皇太夫人となった。『晋』天文下には、例えば永康元年三月の太白昼見のあった月に太子(廃太子司馬遙)が殺され、趙王倫によって賈后・司空張華が殺され、その後倫による篡位が起こった事が記されている。占文がない以上断言はできないが、船主の行った天文密奏が井上・他戸廃位以下の一連の出来事を批判していた可能性は十分にある。彼はもともと道鏡政権下で出世した人物であり、川継の乱では川継に党し、三月には三方王等と乗輿を厭魅したため処罰されている。川継の母は井上廃後の姉妹不破内親王である。山上船主が井上・他戸の廃位に批判的だったという想定も自然であろう。

また逆に政権担当者が陰陽寮を掌握している場合、失政の証拠である天文異変が余り密奏されない事例が見られる。中でも特に注目されるのは、藤原仲麻呂が政権首班にあつた天平宝字期である。仲麻呂は陰陽寮を重視して太史局と改称しており、『統紀』天平宝字二年八月甲子条(七五八) 陰陽寮(太史局)の奏言に基づいて、般若波羅蜜を唱えさせ(八月丁巳条)行幸を行つてゐる。(同五年正月癸巳条)(七六二)当然陰陽寮の掌握は万全であつたろう。實際彼の息子訓儒麻呂は陰陽頭に任せられている。この時期の天文異変は、既に仲麻呂が乱を起こして京外に走つていた36の一例があるのみである。そしてこの時期は西暦七六〇年五月一六日(天平宝字四年四月二七日)(21)にハレー彗星が出現し平城京でも見えたはずであるが、この大きな天文異変は『統紀』に掲載されていない点からして、天文密奏として天皇の元には届かなかつたと推測されるのである。(22)

仲麻呂の国史編纂は天平宝字元年紀までであり、光仁・桓武朝の編纂で仲麻呂に不利な災異記事を削る必要性はない。(23)ましてや称徳朝の国史編纂段階で、仲麻呂に不利な記事を削除する事もありえない。また天平宝字三年五月甲戌条には「勅曰、朕以^二堯昧^一欽承^二聖烈^一。母^二臨六合^一、子^二育兆民^一。(中略)而今大乱已平、逆臣遠竄。然猶天災屢見、水異頻臻。(中略)宜^下令^下百官五位已上緇徒師位已上、悉書^二意見^一、密封奉^上表。(後略)」とあり、同七年正月戊午条には「詔曰、如聞、去天平宝字五年、五穀不^レ登、飢斃者衆。(後略)」とある。兩年とも具体的な自然災害記事はない。しかし三年五月勅は本年が三合にあたるため「猶は天災しばしば見れ、水異頻りに臻らんとす」るので意見封事を求め、七年正月詔は既に孝謙と淳仁の間がかなり險悪化していた時期に一昨年の災害を持ち出している点から、人心集攬のために不作程度を孝謙が極言したとも考えられる。(26)

道鏡政権期においても天文異変は全く現れない。この時期陰陽寮は頭紀益麻呂・助弓削薩摩と道鏡派によつて固められ、逆に神護景雲元年には景雲まで発見させている。『統紀』同年八月癸巳条(27)として称徳が死ぬ八月以前の37の彗星は当該日の記事が設定されず是年条に現れている。即ちこの道鏡政権下では握りつぶされていたと思われる37の

天文異変が、道鏡失脚後に報告されたのである。

また『日本靈異記』下には、次の様にある。

山部天皇代、延暦三年歲次甲子冬十一月八日乙巳日夜、自_二戌時_一至于寅時、天皇悉動、繽紛而飛遷、同月十一日戊申、天皇并早良皇太子、自_二諾樂宮_一移_二坐于長岡宮_一也、天皇飛遷者、是天皇躰_也、宮表也、次年乙丑年秋九月(十_{七八四})五日之夜、竟夜月面黒、光消失空闇也、同月廿三日亥時、式部卿正三位藤原朝臣經繼、於_二長岡宮島町_一、而為_二近衛舍人雄鹿宿祢木積、波々岐將丸_一所射死也、彼月光失者、是種繼卿死亡之表相也(後略)

この時の月食(食分は一・一九)は実現したものであるので、延暦三年の流星記事も実際起こったものである可能性が高い。この時期の月食は天文密奏されないのが原則であったと思われるが、右の様な顕著な流星は当然密奏の対象となるはずである。この時は実際に長岡遷都(『統紀』延暦三年十一月戊申条でも長岡行幸)の直前であり、遷都事業は種繼暗殺事件にみられるように多くの反対派を押さえ、夜間工事をしてまでの強行であった。その時この様な大規模な天文異変を天文密奏する事になれば、当然現在進行中の遷都事業に関する天の警告とならざるをえず、遷都の実現そのものが流動化する可能性がある。この時の陰陽頭(栄井蓑麻呂か)の政治的な立場は史料上明らかではないが、是が非でも遷都を実現させたい種繼とその与党が天文密奏を行わせなかつたと推測する事は許されると思われる。以上から養老令における天文密奏の制度が陰陽頭の政治的立場によつて恣意的な利用を誘い、政治闘争に資される危険性の高いものであったことが主張できるであらう。

ではなぜこの様な令文の改変が、日本では行われたのであろうか。陰陽寮が大宝令成立以前はどの様な名称を有していたのかは不明だが、『日本書紀』天武四年正月朔条に「_{六七五}大学寮諸学生・陰陽寮・外葉寮、及舍衛女・墮羅女・百濟王善光・新羅仕丁等、捧_二葉及珍異等物_一進。」とある様に、天武朝の初期に何らかの形で存在したことは確実である。天武朝の天文密奏の制度については詳かにできないが、自ら天文を占い(『書紀』天武即位前紀_{六七三}・天武元年六月甲申条)

占星台を作った事（天武四年正月庚戌条）から分かる様に天武は天文に大きな関心を持っていた。しかも壬申の乱に勝利して大きな権力を持っていた彼が、養老令の様な不利な改変を行ったとは思えない。

そもそも大宝令成立以前の官制に関しては、一般的にいつて官職階層制が十分には形成されていなかったといわれている。⁽³⁰⁾ 現に『書紀』^(六九二)持統六年二月丁未条には「賜^二陰陽博士沙門法藏・道基銀廿兩。」とある様に、持統朝以前の陰陽寮関係の技術者は僧形でもありうる点、大宝令制以降とはかなり異質であったとされる。従って大宝令成立以前の「陰陽寮」の実態は陰陽博士・陰陽師（天武一三年二月庚辰条・朱鳥元年正月庚寅条・六月庚午条）といった何人かの技術者の群であつて、直接天武・持統に奉仕する性格が強かつたのではないかと思われる。従つて天武・持統は天文技術者を、自由に使用出来る立場にあつた可能性が高い。令文の改変が行われた時期は淨御原令制定段階ではなく、大宝令制定段階だつた可能性が高いと思われるのである。⁽³¹⁾

表Ⅲ 大宝期の勅命還俗

記事	法名	還俗名	技術
文武四・八・乙丑 <small>(七〇〇)</small>	通徳 惠俊	陽侯史久爾曾 吉宜	其芸 其芸（医術）
大宝元・三・壬辰 <small>(七〇一)</small>	弁紀 惠耀	春日倉首老 角兄麻呂	（陰陽） （陰陽）
八・壬寅	信成 東楼	高金蔵 王中文	（陰陽）
隆観	金財	芸術・算曆	
義法	大津連意毘登	占術	
和銅七・三・丁酉 <small>(七〇七)</small> <small>(七〇七)</small> <small>(七〇七)</small> <small>(七〇七)</small>			

丁度その大宝期にいわゆる勅命還俗が行われている。これは僧侶がその身につけている技術を国家が活用するために、勅命によって還俗をさせた一連の現象を指す。勅命還俗に関連する養老僧尼令1観玄象条を次に掲げよう。ここで僧侶は原則として天文占を行う事を禁止されているのである。()は大宝令にあつた語句)

凡僧尼。上観³²玄象。仮説³³災祥。語及³⁴国家。妖³⁵惑百姓。并誦³⁶習兵書。
殺人姦盜。及詐称³⁷得³⁸聖道。並依³⁹法律。付⁴⁰官司⁴¹科罪。

表IV官人考試帳(実は考文)における陰陽寮技術者の能

(官)	(人名)	(能)
陰陽師	高金藏	太一・遁甲・天文・六壬式・算術・相地
陰陽師	文広麻呂	五行占・相地
陰陽博士	角兄麻呂	周易經・樸筮・太一・遁甲・六壬式・算術・相地
天文博士	王中文	太一・遁甲・天文・六壬式・算術・相地
漏刻博士	池辺大島	匠

一方表III・IVを見ると、勅命還俗の対象となつた高・角・王の三人は天文技術あるいは後掲職制律に抵触する太一式技術を持つていた事が分かる。以上から橋本政良氏は大宝期の勅命還俗の目的を技術を「世習」させるためと、僧俗を区別する官僚制的秩序を確立するためとした。³⁴更に田村圓澄氏は危険な技術である陰陽道関係の技術を国家が統制するためだとする。³⁵もちろん両氏の指摘は正しいと思うのだが、では国家による技術統制が大宝期の改革の主目的だったのだろうか。この点を考えるために、次に日唐の天文技術管理制度を比較してみたい。まず養老職制律20玄象器物条を掲げよう。(□内は本注)

凡文象器物。天文。凶書。讖書。兵書。七曜曆。太一雷公式。私家不得有。違者徒一年。〔私習亦同。〕其緯候及論語讖。不在禁限。〔省略〕

次は唐職制律20文象器物条〔□内は疏議。『詠注日本律令』である。〕

諸文象器物。天文。凶書。讖書。兵書。七曜曆。太乙雷公式。私家不得有。違者。徒二年。〔私習天文者。亦同。〕其緯候及論語讖。不在禁限。〔省略〕

兩条文に明らかのように、日唐とも天文書の私有と私習を禁止している。ところで私習・私有の語は、一体何を意味しているのだろうか。日本に関しては従来は漠然と私有・私習とは陰陽寮以外の場所での右記器材・書籍の保有を指し、この条文の目的は陰陽寮外の一般社会への天文等の技術・情報の拡散を防止する点にあると考えられる事が多かった。⁽³⁶⁾ところが少なくとも神護景雲年間において、陰陽寮関係の技術を世襲する人間が天文書を個人で保有することに⁽³⁷⁾禁止されてはいなかったと考えられるのである。またその技術を世襲する人物であれば、現時点で陰陽寮官人ではなくとも構わないのである。

そして日唐の文象器物条の私習規定を比較してみると、養老律には唐律にある「天文」が抜けている。唐律の法意としては疏議に「私習天文者。謂非自有書。転相習学者。亦得二年徒坐。」とあるように文象器物以下の器材・書籍の私有を禁止した以上、私習が可能なのは器材・書籍がなくとも実地で学習可能な天文だけだと判断したからである。名例律自首条の場合日唐律とも自首免罪の例外規定として「并私習天文者。並不在自首之例」とあるので、養老律・大宝律の藍本となった永徽律が私習禁止の対象と想定していたのは天文である可能性が高い。そして日本の名例律が職制律とは違い「私習天文」を「私習」に訂正しなかったのは、大宝・養老律編纂者の不手際であろう。⁽³⁸⁾

一方日本の職制律で広く私習一般を禁止とした理由は、次の様に推測される。即ち世襲を基本とする古代日本の技

術継承法を鑑みると、当時の陰陽寮関係技術者は当初より自己の技術に必要な設備をかかなりの割合で個人的に請け負っており、従つて彼らは太一式盤・天文書をはじめとする私有禁止の器材・書籍をも保有していた。実際表IVで見た様に勅命還俗させられた僧侶たちの能には天文と太一式があり、これらの技術は本人あるいは彼らの一・二代前の親族が自ら将来したもので、彼らもおのおのが天文書・太一式盤を所持していたと考える方が自然である。⁽²⁹⁾ところが器材・書籍一般が彼ら技術者の自邸にある以上、天文以外の式占等の技術に関しても、第三者への不用意な漏洩の危険性がある。日本においてはこれを規制するために、私習禁止の対象を天文から玄象器物以下全体に広げたのであり、私習禁止とはいわゆる私的な世襲継承を禁じたのではなく、適当な継承者以外が私（ひそかに）これらを学ぶことを禁止したものと考えられるのである。

次に天文技術者に対する管理の厳しい唐においても天文志編纂に関わり大衍曆を作つた僧一行（『旧』伝一四一）や太史令辞任後道士として紫府觀で天文異変を占候して奏聞していた薛頤（『旧』伝一四一）の様な人物がいた事に注目したい。⁽⁴⁰⁾俗人でも天文技術者は例えば李淳風の様に技術直となつて、太史局の管理下に置かれた。更に乾元元年には^(七五)司天台の中に通玄院が置かれ、徵辟至京の術芸之士がここに安置されている。『旧』天文下、『会要』四四・太史局）従つて国家占星術施設に関わっている間は一定程度隔離する事によつて、一行らの様な僧侶や道士でかつ天文技術者を、出家者身分のまま国家の管理下に置く事も行政技術的に十分可能だったのである。

以上から判断すると天文異変の情報拡散する事を統制するという点が、大宝期の一連の改変の主目的であつたとは言えないのではなからうか。なぜなら国家による天文技術者の管理において、僧俗の別はそこまで重要な問題ではないからである。また一方で日本の律令国家は大宝期以降も非陰陽寮官人の天文技術者が職制律の規制する器材・書を所持する事を許容しており、彼らは一般の官人として自由に行動していた。つまり大宝・養老令制では天文技術者を還俗させたところで藤原仲麻呂が大津大浦に秘かに占わせた様に、『統紀』宝龜六年五月己酉条大浦卒伝）貴族

が個人的に親しい天文技術者から天文情報をうる事を防ぐ事はできないのである。

また古くから天文思想が民間に広まっており、それが例えば五斗米道・天師道のような大反乱にも結び付きかねない中国においては、官僚的秩序を整える事によって民間への天文情報の漏洩を予防する事にも大いに意味があったであろう。⁴²しかしながら大宝期の日本において貴族・官人より下層の人間が天文情報を洩れ聞く事で独自に反乱を起こす様な事態は、天文思想浸透の歴史の浅さとヤマト王権に対抗しうる勢力の見当たらない社会状況からは想定しにくい。従って民間の反乱を主たる警戒対象として、勅命還俗が行われたとも言えないのではないか。

ここで注目したいのは天武朝における天文異変情報を天皇が比較的自由に利用できる状況だったとすると、大宝期にはその情報の利用に陰陽頭の強い制約をうける様になり、更に僧侶という特殊な立場にいた従来の天文技術者も還俗させられて陰陽頭の密奏権の下に従属させられた事である。これ以降天皇の元に入出入する僧侶が天文に詳しいようであれば、彼は僧尼令により科罰されうる。僧尼令観玄象条は唐道僧格においても養老令の「観玄象」から「誦兵書」までは存在が確認されておらず、⁴³日本での独自の追加規定である可能性がある。従ってこれら一連の改変の主要な目的は、実は天文異変の情報を天皇が独占する事を止め、天皇による恣意的な利用に歯止めをかける事を目的とした改変だったのではないかと推定できるのである。

ところが先に見たように大宝・養老令の制度では天皇・太政官首班と陰陽頭の政治的立場が違った場合、天文異変が前者に対する政治批判に使われる場合が起こりうる。天文密奏による政治批判であれば合法的であるため、これは政治闘争を一層激化させる要因になりえたとはいえない。

三、九世紀以降における天文技術管理制度

次は延喜陰陽寮式・天文奏条である。

凡天文博士。常守「観候」。每「有」変異」。日記進寮。寮頭即共勘知。密封奏聞。其日記者。加「署封送」中務省「令」附「内記」。

これを見れば分かるように、天文密奏制度は一〇世紀前半段階でかなり変わっている。即ち陰陽頭と天文博士が揃って天文密奏をする制度になったのである。即ちいまだ陰陽頭の制約下にありながらも、各天文技術者が独自に密奏を行う道がここに開かれたのだと考えられる。『三代実録』天安二年八月二十九日条には「陰陽寮奏言」の紫微宮彗星変の記事に続いて「凡天文風雲。気色有「異」。陰陽頭及天文博士密封奏聞。修国史局召「陰陽寮」。索「其案文」。記「載史書」。他皆倣「此」。とある。恐らく天安二年当時にこの制度が採用されていた事を踏まえて、編者がここに記したのだろう。また次は『西宮記』一五（新訂増補故実叢書）である。

依「天変」上「密奏」事

非「蒙」宣旨」而輒視「望天文」事、罪載「在法条」

天文道、被「宣旨」之者注奏事、密封奉「覽」第一上卿、上卿見畢、如「本加」封返給、即至「藏人所」進「奏」、「一大臣」兼「陰陽寮別当」、仍加「封之」、天文道有「勘事」之時奏事、大臣伝取付「藏人」奏「之」、

右の様に一〇世紀中葉段階においては陰陽頭にかわり一上が天文道の奏文を検じた上で密封して、天文密奏が行われるようになった事が分かる。そして一上の密封権は陰陽寮別当としての権限であった。次は『小右記』（大日本古記録）長元四年九月一七日条所引清慎公記である。

（前略）故殿天慶八年十二月十六日御記云、（中略）勘「前例」、已有「延喜九年」、贈太政殿下夢、所「左大臣源卿」兼「補其所」、八所也、所謂東・西・延曆等寺、内記、内堅所、内藏寮、穀倉、陰陽寮等也云々、（後略）

陰陽寮別当がはじめて置かれた時期は明確にしがたいが、右に見えるように左大臣時平の薨去による同別当職の右

大臣源光への譲渡は、一〇世紀初頭段階で既に一上が陰陽寮別当に任ずる慣行が成立していた事を示す。この一〇世紀初頭における陰陽寮別当の存在と延喜陰陽寮式に見える陰陽頭の密封権との関係は明らかにしたが、『延喜式』の規定が必ずしも現状の法慣行通りではない事からいつて、後者の方がやや古い制度を条文化しているのではなからうか。^(八六)『三代実録』貞観七年正月四日条には「去年陰陽寮奏。明年可有兵疫之災。近日天文博士奏。応警兵事。」^(八六九)とあり、仁和二年六月十八日条には「先是。天文博士從八位下中臣志斐連広守奏言。近窺天変。奉為天皇。見不祥之氣。」と見えるので、九世紀後半段階で実際には天文博士による単独密奏も行われていた可能性が高い。

表IIを見れば分かるように、九世紀中葉以降陰陽頭は陰陽寮関連技術者が就任する傾向が強まる。推測になるが律令制の定着によって天意を探る官司である陰陽寮の地位が更に向上し、一方摂関政治の形成にもなつてその重要性を鑑みて藤原良房・基経などが陰陽寮別当を兼ねて天文密奏を一元的に掌握し、陰陽頭には政治的にある程度中立性を期待できる技術者を任ずる事となつたのではなからうか。延喜式部省式・上・馬料条に「若有大学頭。陰陽頭。不解經術者。隨便停給。」とある様に一〇世紀前半段階の技術者ではない大学頭・陰陽頭は、他の技術官司の長官に比して不利な扱いとなつている。

なお陰陽寮別当の地位には、穀倉院・修理職別当等とともに後には摂関が就くのが一般化する。^(八七)とこで『親信卿記』(陽明文庫『平記』)天禄三年二月六日条には天文密奏に際して「件二人奏晴明加左大臣封、以忠宿祢加自封、尋問故実有仰可加云々、」とある。当時摂政太政大臣藤原伊尹は十一月一日に薨じ、藤原兼通が関白内大臣、源兼明が左大臣であつた。ここで十市以忠が、左大臣兼明の加封を受けなかつた事は問題である。それは以忠が事実上の一人である兼通と左大臣兼明のどちらの封を受けるべきか迷つたためではなからうか。事実親信も確信を持つた判断ができなかつたのである。ただし加封権が明確に陰陽寮別当職に即するものと理解されていればこの様な混乱は生じないだろうから、天禄三年当時の加封権は一人の権限と認識されていたのであろう。即ち一上と摂関の地位

の分離に連動して、加封権は摂関（あるいは内覧⁴⁷）の地位そのものに帰する事になったと考えられるのである。

複数の天文技術者からの密奏を一上あるいは摂関が一元的に管理する体制は、政権の最高実力者に天文異変に関する全ての情報が集まる形態である。更に日食予報に関しても義解・集解諸説は陰陽寮直奏だとするのに対して、延喜陰陽寮式・日蝕条は中務省經由を規定しており、また実例より見ても一〇世紀以降の日食予報は、陰陽寮→中務省→大政官という経路で天皇に達している。⁴⁸ これも天変の一種である日食の情報が、同様に太政官によって一元的に掌握される様に変わつたのだと評価できる。これらの変化は、前代に比べて他の貴族による天文異変を利用しての政治批判を封じ込める効果を持つたであろう。

八世紀においては長屋王・橘諸兄・藤原仲麻呂・道鏡といった政権の最高実力者が、政変で失脚する事は珍しくない。一方九世紀半ば以降最高権力者が、政変で突如失脚する事例は見えなくなる。そして武力を使つての大きかりなクーデターそのものが、藤原薬子の変以降は起こらなくなる。いわゆる藤原氏による他氏排斥も、最高権力者としての藤原北家が競争相手となりそうな貴族を予め排除した事例が多い。政権の安定化に関して天文密奏制度の変化が一つの原因となっているのか、あるいはこの制度の変化が国政の一般的な流れを反映しているのかはにわかには分からないが、天文密奏制度の変化が摂関の地位への権力集中を意味すると推測する事は許されるであろう。

四、結び

八世紀の日本律令国家においては恐らく天武朝とは異なつて、天皇が天文技術者を自由に使いうる体制ではなくなつた。事務官たる陰陽頭の管理下で、天文観測記録とその意味を記した天文密奏が行われるようになった。大宝の勅命還俗の政治的意味も、天皇の恣意的な天文技術の利用を制約する点にあつたと思われるのである。この時期の天文技術は最高水準の設備を国家が独占していた唐とは違い、日本の場合設備も含めてかなり技術者各人に請負われてお

り、国家による管理は技術の無限定な拡散と異変情報漏泄に科罰規定を設けるといふ、緩やかなものにとどまらざるをえなかつたと思われる。

遅くとも一〇世紀（恐らく九世紀後半）になると天文密奏は技術者たる天文道（天文博士・蒙天文密奏宣旨輩）が、一上あるいは撰関を通じて行ふようになる。これは政権の最高実力者が一元的に天文情報を管理する体制になった事を意味する。八世紀段階では天皇・政権の最高実力者・陰陽頭の間に政治的な対立があつた場合、敵対者を非難するのに都合の良い天文情報を陰陽頭が握る形になるので、政治闘争を更に激化させる可能性があつた。ところが一〇世紀以降の体制では、政権の中軸にいる一上あるいは撰関が敵対者に比べてはるかに有利である。この天文密奏制度の変化は九世紀後半以降の国家体制が、八世紀に比べて政権の相対的安定性を保障するものになつて行つた事を意味するのではなからうか。

本稿では準備不十分であるにもかかわらず、少なからず東洋史の領域にも踏み込んでしまった。多くの批判を頂いて今後の訂正に努めたい。

(注)

- (1) 太史局の制度的変遷については松島才次郎「太史局と司天台」（信州大学教育学部紀要）二五、一九七二）山田慶児「授時曆の道」第三章（一九八〇、みすず書房）を参照。
- (2) 唐職制律19漏泄大事条疏議及び養老職制律19同条本注によれば、天文密奏の内容を漏らせば徒一年半あるいは徒一年となる。ただしこれは密奏内容の漏泄一般の罰則であつて、これが反乱などに関わる場合であれば大事の漏泄（同条）あるいは妖言（賊盜律造妖書条）として更に重く処罰されたと思われる。滝川政次郎「律令禁物考」上・下（政経論叢）一一一・二、一九六二）を参照。

- (3) 中国から天文学・占星術が入つて来る以前は星辰についての関心が薄かつた事については、吉田光邦「日本科学史」（一

九八七、講談社学術文庫。元は一九五五、朝倉書店)第二章及び相川利樹「天体認識にみられる民族的特徴」(『科学史研究』一三四、一九八〇)を参照。

(4) 「天文道」の語が一般化するの是一〇世紀以降だが、国家機関の中で国家占星術を担当する主体としては、九世紀以前の陰陽寮の天文技術者も一〇世紀以降の天文道も系譜的には連続している。

(5) 太史令の名称も変遷が複雑である。この点は松島注(1)論文を参照。

(6) 太史局と太常寺との関係については厚谷和雄「陰陽寮の成立について」(『大正大学大学院研究論集』創刊号、一九七七)を参照。

(7) なお「小右記」寛仁三年六月四日条には、天文密奏を行う人がいないのに「午時月星共見」に記主実資をはじめ源俊賢・藤原公任が気付いているが、「若太白歟」などと評しているところから専門の観測者による観測情報を得たのではなく、彼らの内の誰かが偶然発見したものと考えられる。

(8) 行心については関見「新羅沙門行心」(『続日本紀研究』一一九、一九五四)を参照。

(9) 地震も天文密奏の対象となる。また『類聚国史』一六五・日部は養老五年二月癸巳条を祥瑞に分類するが、掲げた。なお表1作成に際し神田茂『日本天文史料総覧』(一九三五再版、恒星社)斎藤国治『国史国文に現れる星の記録の検証』(一九八六、雄山閣)を参考とした。

(10) この他「尊卑分脈」によると藤原並藤の母は「陰陽頭中臣国珍女」とある。*の人物については村山修一『日本陰陽道史総説』(一九八一、塙書房)三・四・五章に簡単な解説が載っている。紀益麻呂については角田文衛「紀寺の奴」(『律令国家の展開』一九六五、塙書房)を参照。△のうち大春日公守は曆術を世襲する大春日氏の一族である可能性がある。藤原三藤三直については文徳天皇が惟仁親王かえて惟喬親王を皇太子にしようとした時、「善天文」の「藤原三仁」が「懸象無変事、不遂焉」と良房に語った話が『大鏡』上・裏書に見える。大津首の在任時期については宮崎健司「大津連首について」(『尋源』四〇、一九九〇)を参照。伊予部(善道)真貞の陰陽頭離任は『続日本後紀』承和(四七)二年二月丁酉条、藤原並藤の陰陽頭在任期間は『日本文徳天皇実録』仁寿三年五月壬寅条も参照。匿名(正倉院文書)については田中卓「唐風官名よりみたる仲麻呂政権の実体」(『壬申の乱とその前後』一九八五、国書刊行会)野村忠夫「所

- 謂「上階官人歴名」断簡補考」(『統紀研究』三一七、一九五六) 早川庄八「日本古代官僚制の研究」(一九八六、岩波書店) 第II部三章、西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」(『史林』七八二、一九九五) を参照。
- (11) この辺りの政治史と天文異変との関連については本位田菊士「革命観と災異思想」(II) (『政治経済史学』二〇九、一九八三) が詳しい。
- (12) 北啓太「天平四年の節度使」(土田直鎮先生還暦記念会『奈良平安時代史論集』上、一九八四、吉川弘文館) を参照。
- (13) なお大畑正一「聖武天皇の遷都」(小葉田淳教授退官記念事業会『国史論集』一九七〇) は、この遷都を暦注の方角信仰に基づくものと見なした上で、この事業を主導したのは橘諸兄、吉備真備、陰陽頭高表太等だとしている。
- (14) この事件の経過については角田文衛「宝亀三年の廃后廃太子事件」(角田注(10)書所収) を参照。
- (15) これら一連の事件の経過については高田淳「早良親王と長岡遷都」(林陸朗先生還暦記念会『日本古代の政治と制度』一九八五、統群書類従完成会) を参照。
- (16) 細井「古代日本における祥瑞の位置づけについて」(発表予定) を参照。
- (17) 細井「天文異変と暦道」(『Museum Kyushu』四五、一九九三) を参照。
- (18) 『晋書』天文志は天文生の教科書として指定されている事が『類聚三代格』五・天平宝字元年一月九日勅にみえる。^(七五七)
- (19) なお太白昼見については本位田注(11)論文も参照されたい。
- (20) 角田注(10)論文参照。
- (21) 当時の暦日への換算については湯浅吉美『日本暦日便覧』(一九九〇、汲古書院) を参照した。
- (22) 『書紀』天武^(六八四)三年七月壬申条にハレー彗星が初見して以来、日本ではこの一例を除いて全ての回帰ごとにハレー彗星の記録が残っている。(斉藤国治注(9)書第VI章) この天平宝字四年のハレー彗星に關しても中国には乾元三年四月丁巳の記事として詳細な観測記録が残っており(『旧』天文下『新』天文二)、緯度的に大差のない平城京においてもほぼ同様の状況で彗星が出現したはずである。なおこの点に關しては斉藤氏に御教示を頂いた。
- (23) 『統紀』の編纂過程については笹山晴生「続日本紀と古代の史書」(新日本古典文学大系『統紀』一、一九八九) を参照。

- (24) 柄浩司「光仁・桓武兩朝の歴史編纂について」(『日本歴史』四九八、一九八九)を参照。
- (25) 前年八月丁巳条大史奏を参照。なお『三代実録』貞観十七年十一月一日五条「陰陽寮言上」によると天平宝字三年の三合は「詔頒^(八七五)「天下。令^(八七五)詔^(八七五)一般若心經。既免^(八七五)其災。」としている。
- (26) 両者の決裂は天平宝字六年六月庚戌条詔で顕在化。
- (27) これらの点については角田注(10)論文を参照。
- (28) 渡辺敏夫「日本・朝鮮・中国日食月食宝典」(一九七九、雄山閣)を参照。
- (29) 唐儀制令10大陽虧条(『唐令拾遺』)では月食を日食同様予報の対象としているもの、養老儀制令7同条ではわざわざこれを対象から外している。月食は日食に比べて推算が容易であり、かつ『続紀』には一例も現れていない点から考えて、奈良時代においては重要な天文異変とは考えられていなかったと言わざるをえない。なおこの点については別稿を予定している。
- (30) 早川注(10)書第1部二章、寛敏生「律令官司制の成立と品部・雑戸制」(『日本書紀研究』一九、一九九四、塙書房)を参照。
- (31) 田中卓「還俗」(田中注(10)書所収) 神堀忍「大船の津守が占」考(『国文学』五〇、一九七四)を参照。
- (32) 僧尼令・道僧格については二葉憲香「僧尼令の研究」(『古代仏教思想史研究』一九六二、永田文昌堂) 諸戸立雄「道僧格の研究」(『中国仏教制度史の研究』一九九〇、平河出版社)を参照した。
- (33) 『大日本古文书』二四・五五二頁以下。野村忠夫「大宝・養老令制の考叙法」(『増訂律令官人制の研究』一九七〇、吉川弘文館)を参照。
- (34) 橋本「勅命還俗と方技官僚の形成」(『史学研究』一四二、一九七八。後『陰陽道叢書』一、一九九一、名著出版)なお官僚制秩序の形成という視点は神堀注(31)論文も同様。
- (35) 田村「陰陽寮成立以前」(『史淵』八二、一九六〇、後『陰陽道叢書』二)を参照。なお神堀注(31)論文・宮崎健司「奈良初期の還俗について」(『仏教史学研究』三二二、一九八九)の見解も同様である。
- (36) 例えば思想大系『律令』六九頁頭注、滝川注(2)論文・同「日唐文象器物条考」(『国学院法学』六六、一九八〇)。

- (37) この点については細井「古代・中世における技能の継承について」(『九州史学』一〇四、一九九二)を参照。なお同稿では逸していたが神堀忍氏も、陰陽寮関連技術者の禁書保有が律令国家によって認められていたと考えている。「吉備津采女」と「天數ふ大津の子」(『萬葉』八三、一九七四)を参照。
- (38) 永徽律あるいは垂拱律の可能性を持つ敦煌発見の職制律断簡には同条のこの疏の部分が欠けているが、(内藤乾吉「敦煌発見唐職制戸婚厩庫律断簡」(『中国法制史考証』一九六三、有斐閣)を参照。)唐律疏議該当部分との類似性からみて養老律のこの本注部分が日本で独自に加えられたものとは思われないので、一応この断簡においては疏を誤脱したものと見なしておく。
- (39) なお九世紀の事例であるが滋岳川人らが太一式盤を所持していた実例がある。『左経記』(増補史料大成)長元元年四月五日条を参照。
- (40) 山田慶児氏は天文技術を持つ非太史局官人が許容されている実態を法令と現実の矛盾と捉えた上で、法の適用あるいは政策の問題であるとしている。山田注(一)書第三章を参照。
- (41) 清木場東「隋唐禄俸制の研究」II(『産業経済研究』二二六―二、一九八五)を参照。
- (42) 滝川政次郎氏は職制律玄象器物条について、黄巾の乱の張角の如き人物が再現する事を具体的に予想して立法したものだとする。滝川注(二)(36)論文を参照。また佐伯有清「八世紀の日本における禁書と叛乱」「律令時代の禁書と禁兵器制」(『日本古代の政治と社会』一九七〇、吉川弘文館)は、日本律についてもほぼ同様の見解である。
- (43) 二葉・諸戸注(32)論文を参照。
- (44) 天文密奏宣言は助教十市部良佐が蒙った延長八年七月二四日のものが初見であるが(『類聚符宣抄』九、前述官人考試帳(考文)で陰陽師高金藏の天文技術も考課の対象となっている事から、非天文博士による天文占自体は八世紀前半から制度化されていたと言えよう。
- (45) 虎尾俊哉「延喜式」(二九六四、吉川弘文館)第三章を参照。
- (46) 山本信吉「穀倉院の機能と職員」(『日本歴史』三〇〇、一九七三)を参照。
- (47) 後に内覧となった藤原頼長は天文道の密奏を受けて加封している。例えば『台記』(増補史料大成)仁平元年二月一〇

日条。

(48) 渡邊祐子「曆法施行の意義」(『お茶の水史学』三六、一九九二)を参照。

(49) 例えば『群載』八・日月蝕奏。

本稿では六国史・『類聚国史』『類聚三代格』『令集解』『延喜式』『朝野群載』『類聚符宣抄』『尊卑分脈』は、新訂増補国史大系を使った。ただし『書紀』及び『懷風藻』『靈異記』『大鏡』は日本古典文学大系、『統紀』(既刊四巻まで)は新日本古典文学大系を使った。また中国の正史及び『唐六典』は中華書局標点本を使用した。